

消 防 予 第 200 号
平成 25 年 5 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

住宅用火災警報器に関する施策等の推進状況調査について

住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）に関する施策等については、「住宅用火災警報器の設置対策について」（平成23年9月30日付け消防予第371号）に基づき毎年調査を行っているところです。

今般、住警器に関する施策等の推進状況について、下記のとおり調査しますのでご協力をお願いします。

また、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 調査対象

- (1) 消防本部等において実施した住警器の設置率調査の直近2回の調査結果
- (2) 住警器の奏功事例、奏功事例数及び維持管理上の広報事例

2 回答様式

- (1) 「1-(1)」の回答について
【別添1-1】の調査要領に従って、消防本部等は【別添2-1】の調査票で、都道府県は【別添3-1】の集計表で回答すること。
- (2) 「1-(2)」の回答について
【別添1-2】の調査要領に従って、消防本部等は【別添2-2】の調査票で、都道府県は【別添3-2】の集計表で回答すること。
また、都道府県にあつては、【別添3-2】で集約した事例（奏功事例及び広報事例）の中で特に効果があったと判断したものを代表事例として回答すること。

3 提出先及び提出期限等

- (1) 消防本部等
調査票【別添2-1】及び【別添2-2】の電子ファイルを都道府県に提出すること。

(2) 都道府県

平成 25 年 6 月 21 日（金）までに、調査票【別添 2-1】【別添 2-2】及び集計表【別添 3-1】【別添 3-2】の電子ファイルを、消防庁予防課 (k2.nakata@soumu.go.jp) に提出すること。

4 その他

- (1) 前回（平成 24 年 6 月 1 日時点）と同様の手法により、平成 25 年 6 月 1 日時点の設置率の推計結果を公表する予定であること。
- (2) 前回（平成 24 年 6 月 1 日時点）の設置率推計結果は、「住宅用火災警報器の普及率の推計結果（平成 24 年 6 月 1 日時点）について」（平成 24 年 7 月 31 日付け消防予第 308 号）を参照のこと。なお、消防庁ホームページの「住宅防火関係」（<http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>）の「お役立ち情報」においても公開していること。

<連絡先>

消防庁予防課予防係 増沢、中田

電話：03-5253-7523

E-mail：k2.nakata@soumu.go.jp